

改正建築基準法の円滑な運用に関する意見書

平成17年11月に発覚し、その後、続発した耐震強度偽装事件の教訓を踏まえて、平成19年6月20日に「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」が施行されました。

この改正によって、一定の高さ以上等の建築物に、指定機関による構造計算審査の義務付けや、建築確認の審査期間の延長、あるいは3階建て以上の共同住宅に中間検査を法律で義務付けるなど、確認申請手続きに時間がかかるようになり、現場からは「確認申請・計画変更等に時間がかかる」、「着工・工程・納期が遅れた」といった声が日増しに大きくなっています。

このことは、建築士の負担を増加させるだけでなく、豪雪地で高床式や3階建ての一般住宅が多く建設されるという特別な事情を抱えている当市の中小・小規模建設業の経営や市民生活に多大な影響を与えています。

雪国であり、2度にわたる震災を経験した本市として、建築物の安全・安心は当然確保されなければなりません。改正建築基準法施行に伴う建築確認手続きの停滞によって、建設業にかかわる全ての業界において業務が滞り、地域の経済活動のみならず市民の住宅建築にも悪影響を及ぼすことは避けなければなりません。

よって、国会及び政府におかれては、改正建築基準法の見直しを含めて円滑に運用するために、次の事項が実現されるよう、強く要望いたします。

- 1 4号建築物（木造2階建て以下の建物）の特例廃止を見直すこと。
- 2 構造計算適合性判定員を十分に確保するためのシステムの構築など、建築確認申請作業がより円滑に進むように早急に体制を充実させること。
- 3 複数の各種構造計算プログラムを早期に認定し建築確認申請事務に支障を来さないよう努めること。
- 4 建築関連業界への改正内容の説明及び国民への周知徹底をさらに図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年3月6日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣